

令和元年度

第2回

定期監査報告書

< 工事 >

小金井市監査委員

(写)

小 監 発 第 6 1 号

令和2年3月27日

小金井市長 西 岡 真一郎 様

小金井市議会議長 五十嵐 京 子 様

小金井市監査委員 重 永 邦 敏

同 露 木 肇 子

同 篠 原 ひろし

令和元年度第2回定期監査（工事）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、令和元年度第2回定期監査（工事）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙「定期監査（工事）結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第12項の規定により通知願います。

定期監査（工事）結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

（仮称）小金井市立あかね第4・第5学童保育所新設工事

3 監査の期間

令和元年9月27日から令和2年3月10日まで

（実地調査日 令和元年12月5日）

4 監査の方法

工事の設計及び施工等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムと工事技術調査の業務委託契約を締結し、その協力を得て実施した。

第2 工事の概要

1 工事件名 （仮称）小金井市立あかね第4・第5学童保育所新設工事

2 工事場所 小金井市梶野町五丁目7番1号

3 工期 令和元年6月27日から令和2年3月10日まで

4 契約金額 145,145,000円

5 設計受託業者 共同設計(株)東京事務所

6 工事監理受託業者 共同設計(株)東京事務所

7 請負業者 (株)須藤工務店

8 建物概要

用 途 児童福祉施設等（学童保育所）

構 造 木造平屋

敷地面積 770.11㎡

建築面積 329.36㎡

延床面積 305.42㎡

第3 監査の結果

本件工事監査は、建物の内装工事部分の工事施工中で実施した。

書類審査及び現地確認による監査を行った結果、おおむね適正かつ効率的に設計、施工され、工事監理についても適切に実施されていると認められた。

なお、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムから提出された別添の「工事技術調査報告書」の指摘事項等を、今後の工事の参考にされたい。

小金井市監査委員様

工事技術調査報告書

(仮称)小金井市立あかね第4・第5学童保育所新設工事

令和元年12月9日



目 次

担当技術士一覧

まえがき	1
第1章 調査概要	1
1 調査目的	1
2 実地調査実施日	1
3 監査対象	1
4 実地調査場所	1
5 出席者	1
6 日程	2
7 調査方法	2
8 工事概要	3
第2章 調査業務内容	4
1 契約	4
2 計画	5
3 基本設計	6
4 実施設計	7
5 積算	8
6 検査	9
7 工事監理	9
8 施工	9
第3章 総合評価	12
むすび	13

担当技術士一覧

総合管理技術士

理事長

原田 敬美 技術士（建設部門）

登録No. 24446

博士（工学）

一級建築士

部門統括技術士

建設委員長

石川 敏行 技術士（電気電子部門）

登録No. 21921

担当技術士

会員

原田 敬美 技術士（建設部門）

登録No. 24446

博士（工学）

一級建築士

NPO 法人地域と行政を支える技術フォーラム

〒106-0032

東京都港区六本木 3-14-9 妹尾ビル 4F

TEL 03-3403-2325

FAX 03-3404-0734

まえがき

本調査報告書は、小金井市との契約に基づき、標記工事に対して技術的側面についての調査及びヒアリングを行い、その適否、あるいは問題点の把握・分析を行い、改善案（助言、勧告）を提示し、工事監査参考資料として作成し提出するものである。

第1章 調査概要

1. 調査目的

本調査報告書は、専門技術者の立場から主として、当該工事に係る①契約、②計画、③基本設計、④実施設計、⑤積算、⑥検査、⑦工事監理、⑧施工に関する事項に対して調査を実施し、これらの諸事項に係る妥当性、合理性、経済性、公平性、公正性、適正性の確認と必要な助言、勧告を行うことを目的としたものである。

2. 実地調査実施日

令和元年12月5日(木)

3. 監査対象

(仮称) 小金井市立あかね第4・第5学童保育所新設工事

4. 実地調査場所

午前 小金井市役所 第二庁舎 監査委員室

午後 (仮称) 小金井市立あかね第4・第5学童保育所新設工事現場事務所、工事現場

5. 出席者

監査委員

重永 邦敏

露木 肇子

篠原 ひろし

所管課等 総務部

管財課長

根本 礼太

管財課契約係長

久保田 洵

管財課検査係主任

池田 裕二

都市整備部

建築営繕課長

山崎 徹

建築営繕係長	奥 幸晴
建築営繕係主事	竹内 明

子ども家庭部	
児童青少年課長兼児童館長	鈴木 剛
学童保育係長	山田 洋暁

工事監理

共同設計(株)東京事務所	立田 史士
--------------	-------

施工業者

建築工事：(株)須藤工務店	須藤 善雄
同	山岸 義和
給排水設備：(株)海藤工業所	海藤 徳喜
電気設備：(有)千尋電設	浦川 健太郎

監査委員事務局

事務局長	内田 泰彦
監査係長	佐藤 恵子
監査係主任	竹内 香織

担当技術士	NPO 法人地域と行政を支える技術フォーラム
	原田 敬美

6. 日程

令和元年 12 月 5 日(木)

9 時 30 分	工事概要説明、書類審査、質疑
12 時 00 分	審査終了
13 時 20 分	施工分野質疑、施工現場調査
15 時 20 分	調査終了
16 時 00 分	講評
16 時 30 分	終了

7. 調査方法

調査は、仕様書に基づき実施したものであり、その概要、手順は以下のとおりである。

- ① 契約の調査
- ② 計画の調査
- ③ 基本設計の調査
- ④ 実施設計の調査
- ⑤ 積算の調査
- ⑥ 検査の調査
- ⑦ 工事監理の調査
- ⑧ 施工の調査

以上の事項について、担当課及び関係各位からのヒアリング、質疑応答、書類を基に調査を行ったものである。

調査に使用した資料

- ① 小金井市第4次総合計画 小金井しあわせプラン実現のための実施計画 平成30年度～平成32年度
- ② 契約関係書類、入札調書
- ③ 基本設計図書
- ④ 実施設計図書
- ⑤ 設計書（工事設計内訳書）
- ⑥ 監理関係書類
- ⑦ 工程表、施工関係書類
- ⑧ その他関連資料

8. 工事概要

- (1) 工事件名 (仮称) 小金井市立あかね第4・第5学童保育所新設工事
- (2) 工事場所 小金井市梶野町五丁目7番1号
- (3) 工事内容 構 造：木造平屋
敷地面積：770.11 m²
建築面積：329.36 m²
延床面積：305.42 m²
- (4) 発注者 小金井市長 西岡 真一郎
- (5) 建築工事
請負者：株式会社須藤工務店
契約金額：145,145,000円（うち消費税額13,195,000円）
工 期：令和元年6月27日～令和2年3月10日

第2章 調査業務内容

1. 契約

(設計策定の設計事務所の選定方法)

設計事務所の選定方法は指名競争入札である。指名の条件である①東京電子自治体に登録されていること、②他市を含めた実績を考慮し、指名業者選定委員会が10者を指名した。

9者の応募があり、入札額の最も低い共同設計(株)東京事務所に決まった。契約額は7,332,120円、内消費税543,120円である。予定額に対し55.3%である。小金井市の内規で落札率が、ある水準を切った場合、業務の質に問題が生じないか確認するプロセスがある。管財課が共同設計(株)東京事務所に電話し、この落札額で間違いはないか口頭で確認した。

なお、委託業務に関し最低制限価格を設けていない。

(監理事務所の選定方法)

監理事務所の選定方法は指名競争入札である。管財課の選定により6者を指名し、6者が入札に参加した。入札結果は、1回目が不調、2回目で共同設計(株)東京事務所が230万円(税抜)で落札した。

(建設会社の選定方法)

建設会社の選定方法は制限付き一般競争入札で、市町村向け特別簡易型総合評価方式である。予定価格を事前に公表し、低入札価格調査基準価格を設けた。

4者が入札意向を表明し、過去の工事成績、地域貢献、環境配慮、会社の評価などを審査し4者とも事前審査に合格した。しかし、入札の結果は2者が辞退し、1者が不参加となり、株式会社須藤工務店が選定された。

2者が辞退し1者が不参加となった結果について、管財課内部の考察として、契約手続きの工程に問題があるとの認識である。申請、告示、入札公告が5月9日、開札が6月25日で、この間、建設会社の仕事の状況が変化したことや監理技術者の配置が困難になったこと、また、公告の時は工事の概要しか知らず、申請後発注図書を渡すので、その後、建設会社が内容を判断し辞退した可能性もある。

なお、株式会社須藤工務店の評価は、技術点は11.52点、価格点は2.26点、合計13.78点であり、特に技術点は、従来の平均点よりやや高いので結果は適切である。

技術点の評価項目の例として、地元企業で市内に本店があると点数が高くなり、さらに、地域密着度、地域貢献度などが評価の対象となる。株式会社須藤工務店は地元消防団活動に参加するなど、地域貢献度が高く評価された。また、技術力について、過去5年以内の工事成績、当該工事の予算以上の工事实績、同種工事の実績、配置予定技術者の実績などが評価の対象である。

(契約変更)

設計委託業務の履行期間の変更があった。当初、平成30年5月2日から平成31年2月28日までであったが、履行期間が平成31年3月29日までと変更された。契約変更日は2月19日である。変更理由は基本設計で時間を要したことである。建物の配置、既存の倉庫（プレハブ）、鳥小屋、貯水槽（防火水槽）の取扱いで、教育委員会と学校、それぞれとの調整で時間を要した。その結果、配置計画で鳥小屋と貯水槽（防火水槽）を残すこととなり、また、東門からグラウンドまでの通行を確保することとした。

やむを得ぬことと判断する。

（契約書）

契約書の印紙は印紙税法に基づき、定められた金額の印紙が貼られ、押印されている。

印紙の金額の適否について契約担当者がその都度確認されたい。

（まとめ）

市の規程にのっとり、契約手続は適切である。設計事務所の選定方法においては、総合評価方式や簡易型プロポーザル方式など、多様な方法も検討されたい。質の確保の観点から、設計委託業務について低入札価格調査基準価格設定を検討されたい。工事業者の選定について、簡易型総合評価方式を採用されたのは好ましい。契約書の印紙の金額を確認されたい。

2. 計画

（上位計画の中での位置づけ）

第4次小金井市長期総合計画（平成30年10月発行）、小金井しあわせプラン実現のための実施計画 平成30年度～平成32年度、分野別事業計画の4 誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康）の(3)子ども家庭福祉で「(仮称)あかね第4・第5学童保育所を新設する、平成30年度設計、平成31年度工事」と記載されている。

（学童保育所の必要性）

小金井市立小金井第三小学校の学区域は、東小金井駅北口周辺のマンション建設に伴い児童数が増加し、また、近年、共働き世帯の増加のため、学童保育の利用者数が増加している。既存施設（あかね第1、第2、第3学童保育所）での受け入れは限界に達しつつある。

平成28年度の学童保育所利用者は145名だったが、平成31年度は200名を超える見込みである。そこで、新しい学童保育所として40名の定員の施設を2部屋とし、合わせて80名の定員の学童保育所が必要となった。新たな学童保育所を開設し、全入を維持していくとともに、安全な保育環境を整備するため、新たな施設建設が必要となった。

（発注条件書）

全体の計画、規模、所要室などは「小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定められている。育成室40名以下、1人あたり1.65㎡、調理室、静養室、事務所、誰でもトイレ、外構 環境配慮事項として緑地20%以上などである。防音対策として敷地の南側に育成室を配置し、窓の少ない部屋は北側に配置した。

建設場所は小金井市立小金井第三小学校の敷地内、1階建て概ね300㎡の学童保育所で、育成室は40名定員、2部屋という発注条件書を作成した。

さらに、学童保育所運営協議会が毎月開催され、議題として施設の新設について取り上げ、協議会の会員に要望を聴いた。保護者の意見聴取で、保育室に可動型のパーティションが欲しいと要望が述べられ、発注条件に加えた。

なお、学童保育所には一体型、連携型と2タイプがある。同一の学校内敷地で学童保育所を建設するのが一体型、敷地外に建設するのが連携型である。一体型は、児童が安全に参加できる特徴がある。

(まとめ)

本事業は上位計画に位置付けられている。学童保育所利用者が増加し、新たな学童保育所が必要となった。施設の内容は条例に基づき検討した。また、学童保育所利用者の保護者の意見も聴き発注条件を作成した。計画内容は適切である。

3. 基本設計

面積の考え方について、あかね第4、第5の2つの学童保育所を最小限で建てるという考え方である。育成室の有効面積は柵を除き、1人あたり2㎡、40名定員として1学級分80㎡、その他に事務室、業務室、トイレ、前室、倉庫、水飲み場、玄関、廊下などの所室が必要である。前回のみなみ第1、第2、第3学童保育所は、土地が不整形で無駄な空間が生じた。今回は整形の土地なので無駄な空間を無くし、コンパクトにした。

配置、敷地境界の決め方について、(1)既存の第1、第2、第3あかね学童保育所から離れない方がよい、(2)同じ敷地内の学校に影響が少ない、(3)敷地の状況から校庭の南側又は東側が利用可能な場所であるが、南側にすると校庭、グラウンドが不整形になる、(4)東側に道路があり、また、学校の東門があるので、東門からのアクセスを避ける形とするなどの事情で東側に配置した。鳥小屋と防火水槽は撤去すると費用がかかるので残し、既存のバスケットコート的一面を残すこととした。

また、当該施設の用途が学校と異なるので、敷地を分けた。分けたことで建築基準法上違法状態にならないか確認をした。

構造比較について、木造、軽量鉄骨、重量鉄骨と3種類を検討した。(1)既存のあかね第1、第2、第3学童保育所が木造建築であること、(2)木造はCO2発生抑制の観点から環境負荷に良いこと、(3)工期が短いこと等の観点から木造を採用した。

なお、3構法の比較表について、全体として適切であるが、(1)木造は耐火性能が低い、(2)防音性能が低い、(3)耐震性が低いなどと記載されている。ある一面では正しいが、木造で準耐火、耐震性能、防音性能の高い建築は可能である。こうした点は配慮されたい。

工事費について、その根拠は、設計事務所の同種の経験と市販の単価本を参考にした。

(まとめ)

基本設計は実施設計に繋げるに十分な内容である。なお、3種類の構法の比較表について今後検討内容を配慮されたい。

4. 実施設計

(特記仕様書)

面積について、基本設計では 342.83 m²、実施設計では 305.42 m²である。この差について、基本設計終了後、資材費高騰、消費税増税、外構の撤去費の追加計上などがあり、経費削減をしなければならなくなった。そこで、倉庫を外部に設置し、面積を減らしたことによる。

特記仕様書-1、第2章 一般事項、環境マネジメントについて記述されていることは、最近の環境配慮という社会経済の動向を反映し好ましい。1.1.16 建設副産物処理のリサイクル計画書、リサイクル報告書の記述、また、1.4.2 材料の品質、土木材料仕様書（東京都建設局）によるとの記述も好ましい。

特記仕様書-3 第2章 仮設工事、2.3.5 受注者事務所等について、(1)作業員用便所に関して「快適に利用できる水洗式トイレ」で女性に対する配慮は、最近の女性の社会参画の傾向から好ましい。同様、女性作業員用の更衣室についての記述も好ましい。

第12章 木工事 12.2.1 木材で ウ 杉、ひのきの無垢材を使用する場合、多摩産材を利用すると記述は地域振興の観点から好ましい。

特記仕様書で防水工事の項目がない。この点について屋根工事、外壁工事の項目で防水工事についての記載があり問題ない。

09 配置図について、道路(幅員、道路の種類など)、敷地境界、建築ベンチマーク(基準点)など描かれており適切である。

13 仕上表について、仕上材の決め方は、既存の第1、第2、第3あかね学童保育所と直近に工事したみなみ学童保育所の仕上材料を基本とした。合理的である。

18 断面詳細図について、床レベルから基礎スラブまでの深さが描かれているが、トイレの設備のメンテナンスの観点からすると、トイレを描き、トイレの床レベルと基礎スラブの深さが分かるよう、図面を作成することが好ましい。深さは500mmと説明を受けた。

20 平面詳細図について、トイレに床下点検口が描かれている。メンテナンスのため好ましい。

29 部分詳細図-1の壁際部の屋根について、防水立上り寸法が描かれていない。300mmと説明を受けた。今後寸法を記載するよう配慮されたい。

木質工事特記仕様書1について、(6)建方精度の記述があり好ましい。

電気設備について、盤の大きさ、仕様などを示す図面が作成されていない。盤は平面図上の配置、展開図、積算に影響するので今後は盤の図面を作図されたい。

(まとめ)

実施設計図書は積算、施工するのに十分な内容である。なお、一部上述した検討課題があり今後配慮されたい。

5. 積算

(積算単価)

積算単価は東京都市建設行政協議会が作成した単価表に基づく。単価表にない物は刊行物に基づく。刊行物に記載ない場合はカタログ価格、さらにはない場合は見積価格に基づく。

金入れ作業はRBICというコンピューターシステムに入力し、算出している。

単価資料の保管は、ダイヤル式で鍵のかかるキャビネットに保管。建築営繕課職員が責任を持って管理している。

(工種別積算)

土工について、根切り量は144 m³、埋戻し量は20.1 m³と計上されているが、その差が不明である。その差について108ページ、発生材処分の項目に計上されているとの説明を了解した。

鉄筋について、異形棒鋼D13の11.3tと計上されているが、集計表を確認した。

鉄筋組立費について、11.7tと計上されている。D10、D13、D16を合計すると12.12tで整合が取れない。その差について鉄筋量のロス分4%加えているので組立費の差が生じたとの説明を了解した。

コンクリートについて、生コン普通21N、スランプ15、90.3 m³と計上されているが、集計表を確認した。

ユニット及びその他工事、仮トラックポイントの内容を確認した。学童保育所建設の工事仮設に伴い、校庭の東側が一部狭くなり、トラックの位置を多少変更しなければならず、それに伴うトラックの位置変更の作業費のことである。

家具について、三者見積を取り、見積額の平均を採用した。

構内舗装、タイル一式と計上されているが、その内訳書を確認した。

発生材処理の建設発生土の36.1 m³と計上されているが、その内容と計算根拠を確認した。外構工事のコンクリート舗装、インターロッキング舗装の工事に伴う発生材との説明を了解した。

電気設備工事について、幹線動力設備工事、電灯盤1L1、動力盤1P1の単価は、三者見積を取り、その平均値を採用した。

(まとめ)

設計書は積算基準を基に作成された。適切と判断する。

6. 検査

中間前払調査について、業者から中間前払いの請求があった時点で、支払に伴う検査をすることになる。監督員、監理者による検査は実施した。竣工検査はしっかりされたい。

7. 工事監理

監理業務の方法について、監理者は実施設計担当で、重点監理である。定例的な会議は実施せず、適時に全体会、分科会を開催し、監理業務をしている。

施工図のチェックは施工の1週間前とし、施工者からメールで監理者に送付され、監理者がチェックし、その後、市役所担当者に送付、確認し施工者に戻る流れである。

調査日現在、設計変更はない。

監理議事録、月報の一部を調査したが、適切に記載されている。

(まとめ)

工事監理は適切にされていると判断する。

8. 施工

(進捗)

建築工事の進捗率は11月末現在、マスター工程59%に対し58%で、ほぼ工程通りである。

9月、10月の大雨、大型台風の来襲があり、その時期は外部の工事が多く、大幅に遅れが出たものの、その後工程を建て直し、現在概ね順調に進捗している。

(施工体系図)

施工体系図を確認した。一次下請8社、2次下請2社である。市内業者は給排水衛生設備の1社のみである。株式会社須藤工務店が従来の協力関係にある会社を一次下請けに採用したことによる。元請業者は市内業者であるが、下請業者もある程度市内業者であることが好ましい。発注者の立場から、下請業者に極力市内業者を活用するよう、元請業者を指導されたい。

(現場代理人の資格証明書)

現場代理人届及び主任技術者通知書、現場代理人の監理技術者資格者証を確認した。

(安全体制)

現場代理人が総括安全責任者を兼務している。毎月、安全衛生協議会を開催し、安全について指示、情報交換などを行っている。安全活動の一例として以下の内容が挙げられる。

9月は木造の建方工事があり、高所作業が増えるので重点項目として、転落墜落災害の防止、落下物、飛来物、倒壊の防止が挙げられた。10月は第三者傷害の防止、11月は様々な業種の人の出入りが増え、内装工事などで脚立足場が設置されるので、切断工具取扱の注意、整理、片付け、作業エリアをきちんと決める、など諸注意が指示された。調査日時点で労災事故はない。

新規入場者教育について、特段実施していない。いつも一緒に作業している下請業者、という理由である。しかし、新しい施工現場での注意喚起は必要であり、必ず実施されたい。

(近隣対策・安全対策)

調査日時時点で近隣や小学校からクレームはない。学校への対応として、副校長と連絡を取り合い、学校の行事に合わせ、一例として、運動会などの行事の際は工事を中止している。

小学校児童への配慮として、交通安全の観点から、登校時間の7時30分から8時30分までを避け、作業員は7時30分前に入場し、生コン・レッカー車などの搬入車両は8時半以降としている。

(諸手続き)

建築確認済証は平成31年3月25日付けで取得している。施工者届は令和元年7月31日に提出されている。

(施工計画書)

総合施工計画書は7月12日、鉄筋コンクリート施工計画書は8月1日、給排水衛生設備施工計画書は8月5日、屋根外壁施工計画書は9月10日、プレカット材工場製作要領は9月10日、金属建具施工計画書は9月10日、塗装工事施工計画書は10月28日、電気設備工事施工計画書は8月26日、空調設備工事施工計画書は9月12日にそれぞれ提出されている。

(各種検査記録)

木材の建方について、垂直方向2mm以内、水平2mm以内に納まっている。

多摩産材の使用について、特記仕様書12章 木工事12.2.1 杉、ひのきの無垢材を使用する際、多摩産材を使用と特記されており、家具の天板は多摩産材のひのきで、また、床のフローリングの心材も多摩産材である。

接合金物について、納品書で仕様書指定の接合金物が納品されたことを確認した。また、工事写真で一部であるが金物の取付状況を確認した。

特記仕様書で再生材の活用に関し、1.4.2 再生材の品質 東京都建設局の土木材料仕様書に基づくと記載されている。積算書で再生砕石RC-40が43.5 m³と計上されているが、実際は施工現場で仕様書通りの砕石が41 m³使用されたことを、出荷証明書、納品書で確認した。概ね積算書通りの数量である。

(作業環境)

施工現場に敷き鉄板が仮設図に基づき敷かれているが、その傍に一部厚い合板が敷かれている。敷き鉄板と無関係に置かれ、乱雑な部分がある。つまづく恐れがあり、敷き鉄板と合わせるような形で配置されたい。

施工現場の室内の廊下にホースが中央に走っている。脇に寄せ、作業員の移動に支障がないようにされたい。

作業員休憩所が2か所ある。女性の作業員がいる場合、1か所を女性用の更衣室、休憩室

に使える。その休憩所にはスリガラス、フィルムが貼ってあり、プライバシー上も良い対応である。

トイレは、和式と洋式の水洗トイレである。女性作業員がいる場合には、洋式トイレを女性専用とするとの説明を了解した。

何らかの理由で具合が悪くなり、横になりたい作業員や横になりながら休憩したい作業員のために、横臥できる畳一枚を配置すると作業員にとり好ましい。さらに、花一輪、休憩所に置くとより快適な休憩所になる。旧労働省発行の快適職場づくりの資料に横臥できる休憩スペースの必要性が書かれている。

(まとめ)

進捗は順調である。各種手続書類、施工関係書類は適切に作成されている。安全対策、近隣対策、法定手続など諸手続は適切である。木工事の成績は合格である。女性に対する配慮は適切である。

なお、下請に市内業者を積極的に活用されたい。新規入場者教育を実施されたい。施工現場で合板が一部乱雑に敷かれており、つまづく恐れがあり丁寧に配置されたい。室内では作業員の動線は十分確保されたい。作業員休憩所は横臥できる畳を敷き、花一輪飾ると快適職場になる。施工は適切である。

第3章 総合評価

今回の調査における総合評価は、以下のとおりである。

1. 契約

契約事務は小金井市の規程に基づき進められ適切である。工事業者選定に関し簡易型総合評価方式を採用したのは好ましい。

なお、設計事務所の選定に関し、同様に総合評価方式や簡易型プロポーザル方式の採用を検討されたい。また、設計業務の質の確保の観点から、最低制限価格導入を検討されたい。契約書の印紙の金額を確認されたい。

2. 計画

本事業は上位計画に位置付けられている。学童保育所利用者の増加に対応するための必要な工事である。施設の内容は市の条例に基づき策定され、さらに、保護者の意見も聴取し、計画内容が策定された。計画内容は適切である。

3. 基本設計

基本計画を実施設計に繋げるために十分な検討内容である。

なお、3種類の構法の検討比較について今後内容を精査されたい。

4. 実施設計

実施設計図書は積算、施工に必要な十分な内容である。環境や女性に対する配慮は今後も続けられたい。

なお、施工上重要な寸法や図面は適切に作成されたい。

5. 積算

積算の方法、内容は適切である。

6. 検査

市の規程に基づき竣工検査は適切にされたい。

7. 工事監理

工事監理は適切になされている。

8. 施工

進捗は大型台風や大雨があったにもかかわらず、ほぼマスター工程どおりである。諸手続、安全対策、近隣対策、木工事の施工成績は適切である。女性に対する配慮は適切である。

なお、下請に市内業者を積極的に採用されたい。安全確保のため新規入場者教育を適切に実施されたい。敷き合板が一部つまづきの恐れがあり修正されたい。室内では作業員の動線を適切に確保されたい。休憩所に畳一枚分の作業員が横臥できる畳を敷き、花一輪を飾り、快適職場に配慮されたい。

むすび

おわりに、今回の調査はサンプリング調査により実施したもので、調査範囲から得られた結果についての判断を示した。大切な公金が市民のために適切かつ効果的に使用されるよう、今後も合理性、公益性、安全性、経済性等に配慮し、公共事業を実施されるよう要望したい。